（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に改め、同条第五号中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項」に改める。

第四百四十二条第八号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イ」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イ」に改め、同条第九号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項」に改める。

（土地収用法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第五号

二　金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第七条第二項

三　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第六項

四　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第三条及び第五条第一項から第四項まで

五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）別表第一第二十九号及び別表第三第二十二号

（租税特別措置法の一部改正）

第十六条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第五十七条の四第五項第三号中「につき電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日」を「の日」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第九十条の十二第一項第四号イ⑵中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に、「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　前条の規定による改正後の租税特別措置法第五十七条の四第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第五条に規定する経過する日以後に行う同号に規定する原子炉の運転の廃止について適用し、同日前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四第五項第三号に規定する原子炉の運転の廃止については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第五項第三号中「つき」の下に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）第六条の規定による改正前の」を加える。

第六十六条の十一第一項第三号中「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第六十八条の五十四第四項第三号中「つき」の下に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律第六条の規定による改正前の」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第十九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百六号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第八十条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第二十条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ中「発電」の下に「又は放電」を加える。

（資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「燃料」を「化石燃料及び同条第三項に規定する非化石燃料」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）

第二十二条　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）」に改め、同条第一項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十七条第一項（同法第四十八条第二項」を「第二十八条第一項（同法第五十二条第二項」に、「第三十八条第一項（同法第四十八条第三項」を「第四十条第一項（同法第五十二条第三項」に、「第八十条第三項、第八十一条第三項」を「第八十四条第三項、第八十五条第三項」に、「第八十二条第三項」を「第八十六条第三項」に、「第百三条第一項（同法第百三十六条第一項」を「第百七条第一項（同法第百四十条第一項」に、「第百十一条第一項（同法第百十九条第一項」を「第百十五条第一項（同法第百十九条第二項」を「第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項」に、「第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項」を「第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項」に、「第百三十二条第一項（同法第百四十条第三項」を「第百三十六条第三項」に、「第百三十六条第一項（同法第百四十一条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第百十三条第二項」を「第百十七条第二項」に、「第百三十条第二項」を「第百三十四条第二項」に改め、同条第二項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第百十三条第二項」を「第百十七条第二項」に、「第百三十条第二項」を「第百三十四条第二項」に、「第百三十八条第一項（同法第百四十八条第三項」を「第四十条第一項（同法第五十二条第三項」に、「第百十五条第一項（同法第百十九条第二項」を「第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項」に、「第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項」を「第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項」に、「第百三十二条第一項（同法第百四十条第三項」を「第百三十六条第三項」に、「第百三十六条第一項（同法第百四十一条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第百十三条第二項」を「第百十七条第二項」に、「第百三十条第二項」を「第百三十四条第二項」に改める。

（同法第百四十条第三項」に改める。